

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛光会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年8月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>公益を目的とする事業について、以前より町から事業を受託しているにも関わらず、定款に規定されていなかった。</p> <p>また、相談支援事業を実施しているにも関わらず、事業の目的として定款に規定されていなかった。</p> <p>については、各事業の内容を精査した上で、評議員会の承認を得て速やかに定款変更の申請を行うこと。</p> <p>(法第31条第1項、定款第1条、第38条第1項)</p>	<p>平成31年11月1日開催の理事会で定款変更について、承認を得た。評議員には書面による審議にかけ評議員全員から承認を得た後、定款変更申請の手続を行うこととした。</p>
2	<p>評議員、理事及び監事の選任について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>指摘後、ただちに評議員、理事及び監事から誓約書を徴し、欠格事由に該当しないことを確認した。</p>
3	<p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後評議員会を開催する場合は、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議した後に招集することとした。</p>

4	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、平成29年度においては、理事長は1回報告を行ったのみであり、業務執行理事は報告を行っていなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>理事長及び業務執行理事は自己の業務執行状況を理事会で報告を行った。</p>
5	<p>役員等報酬等支給規程が平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、(定時)評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、定時評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>なお、評議員会の承認後は速やかに貴法人のホームページ等により公表すること。</p> <p>(法第45条の35第2項、第59条の2、規則第2条の42、第10条、定款第10条)</p>	<p>評議員に書面により審議を諮り、全員からの承認を得た後、法人のホームページに公表することとした。</p>
6	<p>母子生活支援施設のぞみの一部建て替え工事に当たり、県知事の承認を得ることなく、基本財産処分が進められていた。</p> <p>については、定款第29条の規定に基づき、速やかに基本財産処分承認申請を行うこと。</p> <p>(審査基準第5の(2)、定款29条)</p>	<p>基本財産処分承認申請を行い、承認を受けた。</p>
7	<p>退職給付引当金について、退職給付引当資産/退職給付引当金の仕訳を行っていたが、この仕訳は、福祉医療機構及び鳥取県社会福祉協議会の退職共済制度(原則法)を採用する貴法人においては、通常発生しないものである。</p> <p>については、適切な修正処理を行うこと。</p>	<p>修正伝票を作成し、修正した。</p>

	<p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (留意事項 21)</p>	
8	<p>母子生活支援施設のぞみ拠点区分事業活動計算書の施設整備等補助金収益相当額が、国庫補助金等特別積立金に積み立てられていなかった。</p> <p>については、施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等は国庫補助金等特別積立金として積み立て、事業活動計算書の特別費用に計上すること。 (会計省令第6条第2項、運用上の取扱い 10)</p>	<p>修正伝票を作成し、修正した。</p>
9	<p>就労継続支援事業所パレアナの家拠点から母子生活支援施設のぞみ拠点へ拠点区分間繰入金 200,000 円が繰入されているにもかかわらず、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書が作成されていなかった。</p> <p>については、該当する事由がない場合を除き、附属明細書を作成すること。 (会計省令第30条第4項、運用上の取扱い 25)</p>	<p>平成30年8月31日、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書を作成した。</p>
10	<p>総勘定元帳及び仕訳日記帳が書類で保存されていなかった。</p> <p>については、決算終了後、総勘定元帳及び仕訳日記帳はすべての拠点区分ごとに漏れなく書類として作成し、備え置くこと。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。 (会計省令第3条、経理規程第11条第2項)</p>	<p>平成30年8月30日、総勘定元帳及び仕訳日記帳を印刷し、書類で保存した。</p>